

序 はじめに

序

はじめに

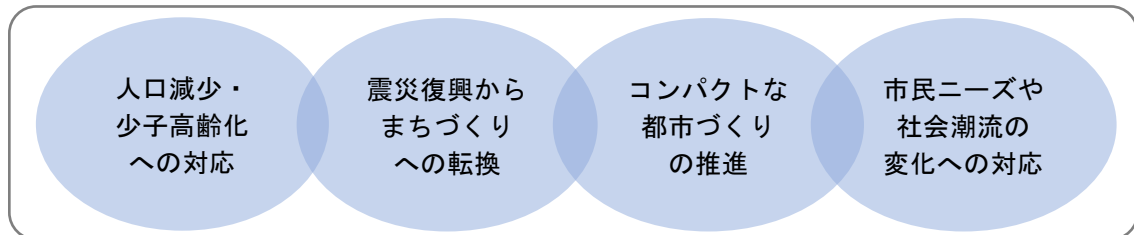
1. 策定・改定の目的

都市計画マスタープランは、本市の 20 年後の姿を想定し、土地利用や社会情勢の変化に対応し得る、まちづくりの長期的・総合的な将来像を明らかにするとともに、その実現に向けた基本的な方針を示すことを目的としています。

2007 年（平成 19 年）3 月に当初「北茨城市都市計画マスタープラン」が策定され、10 年以上が経過しており、その間、少子化等による人口減少や高齢化が進行し、国や県の方針により全国の自治体において、都市機能や居住地域を集約し、限られた都市の資源を集中的・効率的に活用するコンパクトなまちづくりが進められています。また、2011 年（平成 23 年）3 月の東日本大震災による甚大な被害からの復旧・復興、さらには、生活を大きく変える IT 環境の急激な進歩・普及、より一層の地球環境への配慮など、社会情勢も大きく変化しています。

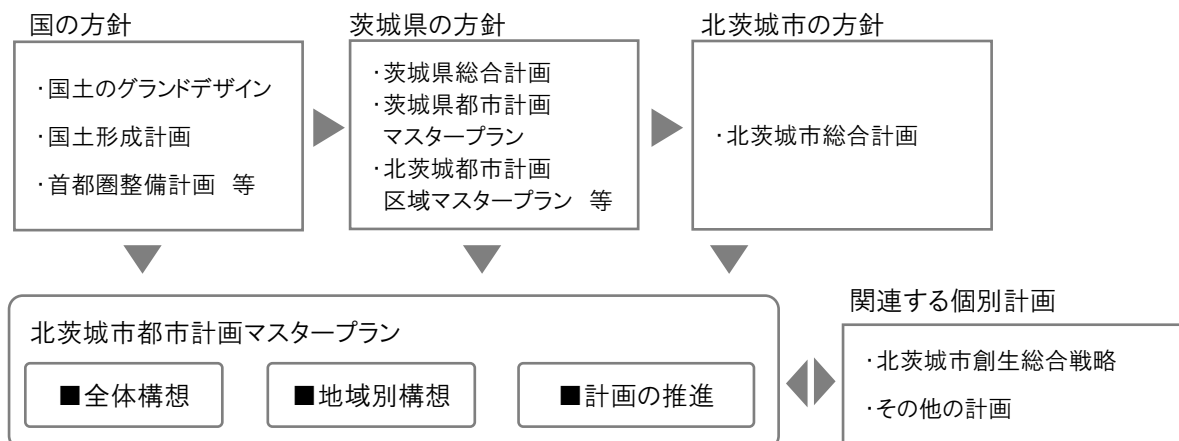
このようなことから、「北茨城市都市計画区域マスタープラン」や「第 5 次北茨城市総合計画」などの上位計画や関連する個別計画との整合を図りながら、本市の都市計画行政が直面する課題等に対応するため、計画を改定することとしました。

図ー主な改定のポイント



2. 都市計画マスタープランの位置づけ

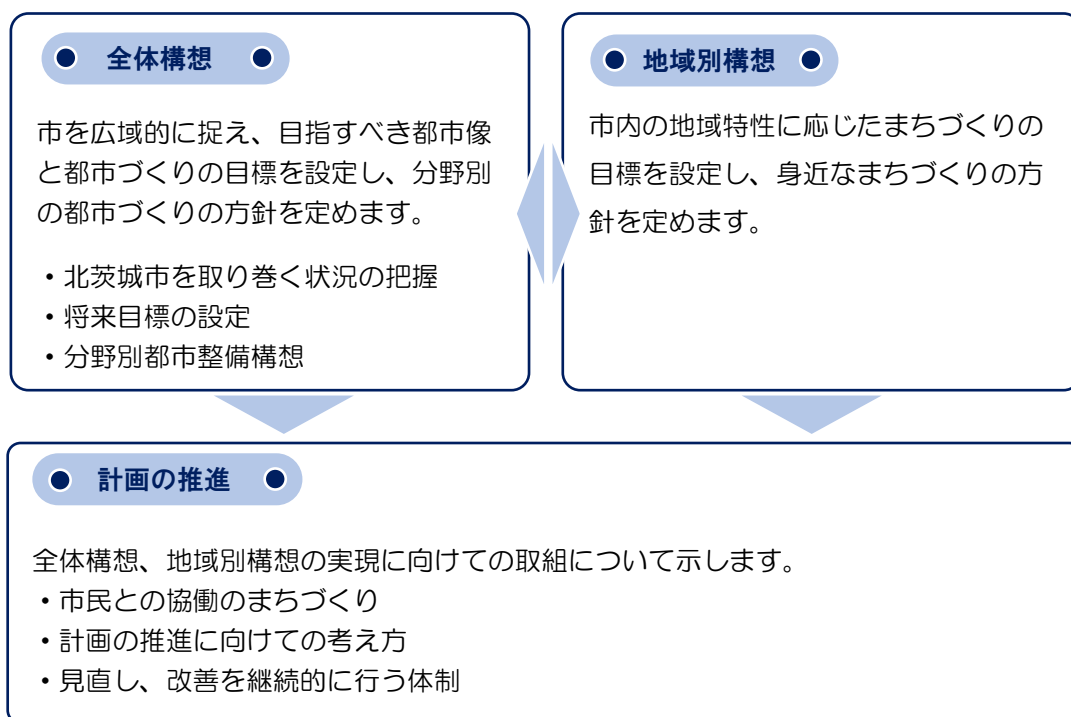
都市計画マスタープランは、都市計画法（第 18 条の 2）で「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と位置づけられ、市町村ごとに、都市計画の長期的かつ総合的な将来像を提示し、その実現に向けた基本方針を定めるものです。



3. 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、自然、文化、産業などのまちの特性を踏まえた上で、上位計画との整合を図りながら、将来都市像や都市づくりの目標を示し、本市の定める各種都市計画についての基本的な指針となるものです。

市全体の計画となる「全体構想」、地域別にまちづくりの取組を示す「地域別構想」及び構想の実現化へのアプローチを定める「計画の推進」により構成されます。



4. 計画期間

都市計画関連事業の実施には、10年を超える期間を要するものも多いため、それらの事業全体を補う観点から、概ね20年後の2040年（令和22年）を目標年次とします。ただし、目標年次に至る過程で、社会情勢の変化などにより、必要に応じて改定を行います。

5. 都市計画マスタープランの役割

都市計画とは、自然との共生、調和を図りながら人々の営みの場を確保するためのツールの一つです。営みの場は、住む、働くなどのための基盤整備や使い方のルールが必要です。

人々が集まって、安全で快適に生活するためには、住宅地や生産・経済活動の場を計画的に整備し、市街地の形成を図ります。

市街地の形成を計画的に進めるために、用途地域等の土地利用のルール化や、道路・公園・下水道などの都市施設を定め、実際の整備手法となる市街地開発事業等を実施します。

これらの各計画を総合的にまとめたものが都市計画マスタープランです。その役割について、以下に整理します。

(1) 市民意見を反映した中長期的な都市づくりの視点

都市計画法で求められている基本的役割は、市町村の都市計画に関する基本的な方針を示すものです。

中長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた道筋を明らかにします。

市民の意見を反映させて策定することが法律でも求められています。

(2) 北茨城市総合計画の将来像実現に向けた「都市計画部門」

行政に対する基本的役割は、北茨城市が行うすべての都市計画の決定・変更の指針となります。

これまでの都市の継続性を踏まえながら、20年後を目標年次とし、新たな課題や展望に対応した計画を示します。

総合計画に示す北茨城市の将来像を実現するために、その都市計画に係る部分を担います。

(3) 市民との協働に向けた都市づくりビジョン

市民に対する基本的役割は、まちづくり活動等において、市の都市計画の方針を示し、市民と行政で共通のビジョンを共有する参考書となるものです。

まちづくりを市民と協働することによって、市に能動的郷土愛（シビックプライド）^{*}を持った市民を増やします。

(4) 計画的な産業立地誘導等による地域活性化

企業に対する基本的役割は、北茨城市への進出を模索している企業にとって、市の産業立地の方針を示す資料になります。

企業や事業者と連携して、本市の都市構造や地域特性、将来像等を踏まえ、適切で計画的な規制・緩和を展開することによって、地域経済の活性化につなげます。

^{*}能動的郷土愛（シビックプライド）とは、都市に対する市民の誇りを指し、自分自身関わって地域を良くしていこうとする、ある種の当事者意識に基づく自負心のこと。

6. 対象区域

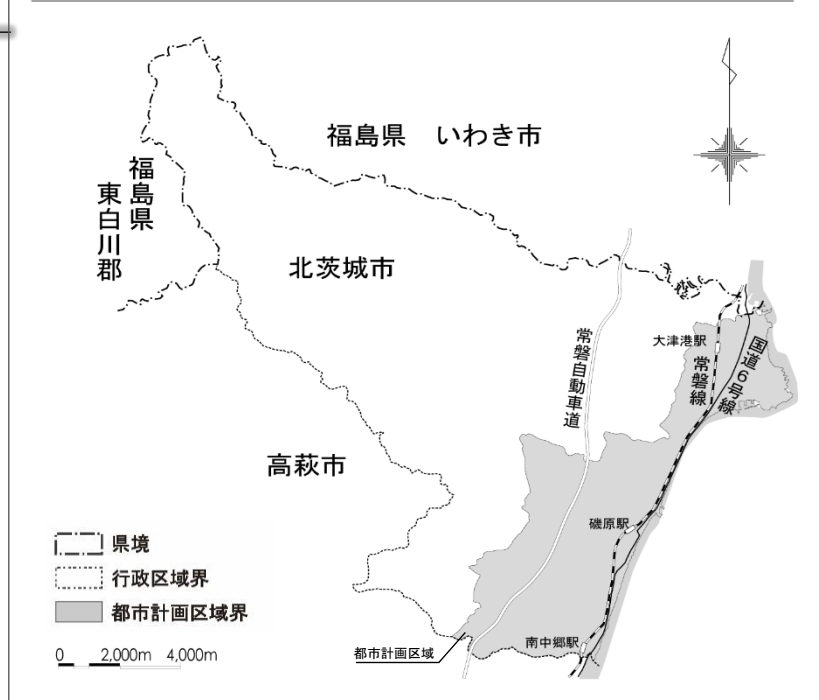
本計画では、北茨城市全域を俯瞰し、互いの地域の結びつきを意識しながら、北茨城都市計画区域※(4,305ha)を策定の対象とします。

北茨城市の位置



北茨城市	
東経	140° 45'04"
北緯	36° 48'07"
海拔	50.8m
総面積	186.79km ²
東西	24.0km
南北	22.0km
東経・北緯は市役所所在地を表す	

対象区域図



※都市計画区域は、人口の増加や産業の発展に対応する中で、一体の都市として、土地利用の規制・誘導、都市施設の整備、市街地開発事業等を行い、総合的に整備、開発及び保全を図る区域で、都道府県知事が指定します。

